

## 防犯カメラ設置条例について

市民生活部生活環境課

### 1 防犯カメラ設置及び防犯カメラ設置条例制定の目的と必要性

南相馬市の市民は、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を強いられ、多くの住民がいまだ自宅に戻れない状況が継続している。

そのような中、長期間の市民不在に乘じ空き巣などの犯罪が発生しており、市民に不安が広がっている。また、除染作業や災害の復旧工事などが本格化し、市外から多くの者が作業員宿舎やホテル旅館などに滞在しており、事件事故を危惧する声もある。

市ではこのような状況を鑑み、警察、国、県及び事業者と「南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会」を組織し、関係機関団体等の連携強化と事件事故防止に取り組んでいるところである。

今後、更に、市民の安全安心を確保するため、作業員宿舎設置事業者と地元行政区との協定締結など地域安全連絡協議会の活動を推進し、加えて、犯罪の抑止効果を図るため「防犯カメラ」を主要交差点等に設置するものである。

しかし、公共の場に向け防犯カメラを設置することは、市民等の肖像権やプライバシー権を侵害する恐れがあることから、市民等の権利利益を保護するため、防犯カメラの適正な設置や利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務などを定めた防犯カメラ設置条例を制定するものである。

### 2 防犯カメラ設置条例（素案）の概要

#### (1) 目的

この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用について、防犯カメラ設置者が遵守すべき義務などを定め、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

#### (2) 防犯カメラの定義

この条例における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画機能を備えるもの。

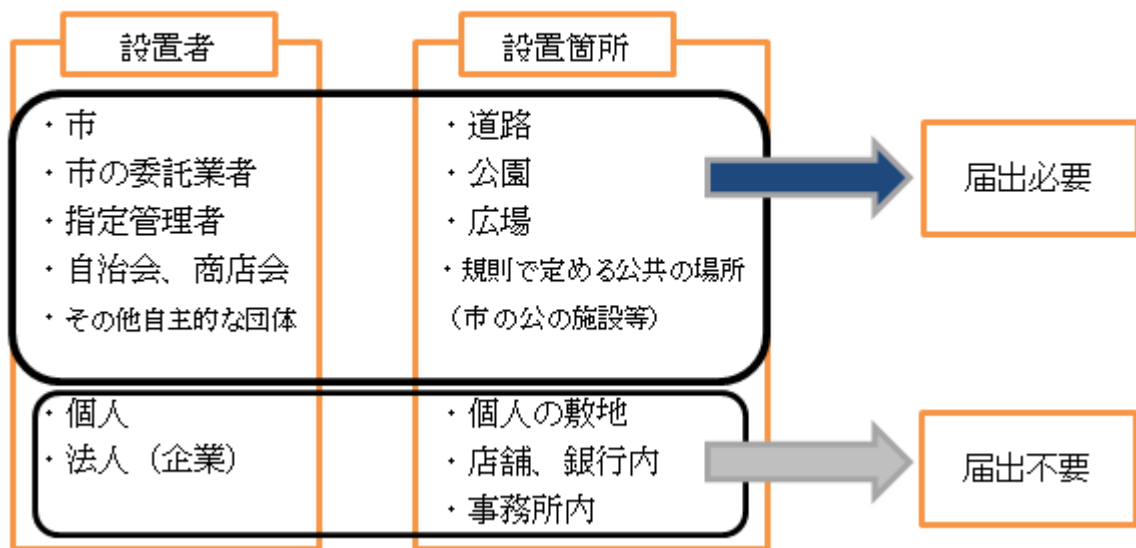
#### (3) 設置利用基準の届出義務

公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするものは、設置利用基準を定め、市に届出をしなければならない。

設置利用基準には、次に掲げる事項を記載する。

- ①防犯カメラの設置目的について
- ②犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（防犯対象区域）の設定について
- ③画像の保存期間、保存方法について
- ④画像安全管理措置（画像記録媒体の保管、消去、廃棄方法等）について
- ⑤市民等からの苦情処理の対応について
- ⑥防犯カメラ管理責任者の選任について

## 設置利用基準届出の対象となる防犯カメラ



### (4) 防犯カメラ管理者等の設置

設置利用基準を届出する者（防犯カメラ設置者）は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラを利用する職員（防犯カメラ利用者）を指定することができる。また、防犯カメラを設置している旨を、防犯対象区域の見やすい場所に表示しなければならない。

### (5) 防犯カメラ管理責任者等の義務

防犯カメラ管理責任者（及び防犯カメラを利用する職員等）は、次の事項を遵守するもの。

- ①設置利用基準を遵守しなければならない。
- ②防犯カメラを設置している旨を、防犯対象区域の見やすい場所に表示しなければならない。
- ③画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- ④画像を設置目的以外に利用したり第三者に提供してはならない。ただし、次の場合を除く。
  - 1) 画像から識別される特定の個人（本人）の同意がある場合
  - 2) 法令に基づく場合（刑事訴訟法、民事訴訟法、弁護士法等に基づく照会）
  - 3) 市民の生命、身体、財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合
- ⑤画像を保存する場合、画像を加工してはならない。
- ⑥画像の漏えい、き損を防止するための措置を講じなければならない。
- ⑦本人から、当該本人が識別できる画像の開示を求められたときには、本人に対し当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

## **(6) 指導・勧告**

市長は、この条例に基づく課された義務等に違反した者に対し、その違反行為の中止や、是正するための指導や勧告をすることができる。

## **(7) 苦情の申出**

市民等は防犯カメラの設置や画像の取扱い等に関し苦情があるときは、その旨を市長に申出することができる。

苦情の申出があった場合は、市長は適正かつ迅速に処理する。

## **(8) 運用状況の公表**

市長は年1回以上、次に掲げる事項を公表する。

- ①設置利用基準届出の状況
- ②違反者に対する指導又は勧告の状況
- ③苦情の申出の状況

## **(9) 市が設置した防犯カメラの画像の取扱い**

市が設置した防犯カメラの画像は、個人情報保護条例上の個人情報に該当することから、市が設置した防犯カメラの画像の取扱いについては、この条例のほか、市個人情報保護条例の規定も適用される。

## **(10) 施行規則**

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。